平成２４年（フ）第５６３号
沖縄県豊見城市字上田６番地　コーポ金城第二住宅101号
債務者　座間味牧子（旧姓屋嘉比）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５６９号
沖縄県中頭郡西原町字与那城262番地の２優ハウス201号
債務者　渡慶次　亨
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第６号
沖縄県浦添市宮城４丁目９番９号　３Ｆ
債務者　譜久原　進
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４７２号
茨城県小美玉市羽鳥2738番地54　ベルデ・バリオ105号室、旧住所茨城県小美玉市羽鳥256番地42
債務者　小松　満子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４７６号
茨城県水戸市千波町161番地の２　緑川マンション302号
債務者　小田　智子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４８１号
茨城県那珂郡東海村大字村松214番地11
債務者　今泉奈穂美
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４８７号
茨城県鉾田市青山850番地７
債務者　伊藤　　信
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４９４号
茨城県水戸市東台２丁目２番１号　メイサンライズ101号
債務者　坂内　　薫
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４９５号
茨城県水戸市東台２丁目２番１号　メイサンライズ101号
債務者　坂内美智子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４９７号
茨城県笠間市旭町214番地３　グリーンウッドＤ－２－１
債務者　佐藤　聡美
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１１６０号
京都市北区中川東山11番地
債務者　梶原　成人
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４５１号
京都市南区東九条西山町21番地１　西山ハイツ　Ｂ－１、前住所奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地　12―201
債務者　山之内るり
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４６５号
京都市中京区西ノ京月輪町13番地12
債務者　ＧＡＲＰことガープこと　山本　　亨
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４９０号
京都府城陽市平川中道表72番地の４
債務者　松田　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０１号
京都市山科区大宅坂ノ辻町35番地の９
債務者　川端　市郎
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０２号
京都市伏見区醍醐岸ノ上町７番地６　ＶＩＰ一言寺406号、前住所京都市山科区大宅坂ノ辻町35番地の９
債務者　川端エイ子
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２２号
京都市伏見区深草新門丈町180番地　みのるマンション３―16号
債務者　峰松　直美
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係